

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和4年10月25日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和4年11月13日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	4四議第377号			公開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和4年6月24日(金)		
				会議時間	13時00分～14時11分		
出席委員	委員長 西尾祐佐			欠席委員			
	副委員長 山下幸子						
	委員 上岡正						
	委員 谷田道子						
	委員 前田和哉						
	委員 川村真生						
その他	議長 平野正			委員外議員			
	委員外議員 澤良宜由美			委員外議員			
執行部出席者	企画広報課副参事 中田智子			(所管外)			
	" 主幹 小栗史也						
事務局	事務局長 西澤和史						
	事務局長補佐 岡村むつみ						
記 録							
令和4年6月24日に総務常任委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

## ■委員長挨拶により開会

■まず、所管事項の報告として、企画広報課副参事より大学誘致推進事業にかかる報告があった。

### 【説明：中田企画広報課副参事】

報告内容は2点。

1点目として、2月15日の総務常任委員会への報告について説明があった。

改修及び新築した施設等の取り扱いについては、(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置運営に関する基本協定のとおり無償貸与とし、維持管理に要する費用その他の有益費は学校法人の負担とするところであるが、2月15日の総務常任委員会前の1月31日に、議員の皆さんに対して、公共工事として実施することの報告をさせていただいた。その際、民間工事から公共工事になることにより学校法人の無償貸与が変わってくるのかという質問があったため、再度、土地及び建物の取り扱いということで、(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置運営に関する基本協定のとおり無償貸与とすることに変更はないことの説明を行ったものである。ここでの説明に関しては、貸与する時期ではなく、無償貸与に変わらないという説明をした資料ということで皆さんにご報告させていただいたものである。

その後、市民や下田区長から、議会への説明では工事の後に引き渡すと言っており、2月の委員会でも4月から貸すとは言っていない、令和4年4月1日から学校法人に無償貸与すると言っていが議会への報告と異なっているのではないかと、一方的な話ではないかとのお話があり、改修後に貸与するという意味ではない、誤解されるような資料を作ったことについては謝罪するというような回答をさせていただいた。3月30日に当時の議長と委員長に相談し、総務常任委員会の委員に説明するよう指示を受け、翌31日に総務常任委員会の委員に対し、2月15日の総務常任委員会での報告資料の中で、公共工事への変更に伴う変更と、土地及び建物の取り扱い、この部分の改修及び新築した施設等の取り扱いについては、(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置運営に関する基本協定のとおり無償貸与するとの説明をさせていただいたが、改修後に無償貸与するという報告に読み取れるとの指摘が市民からあった。公共工事への変更に伴う変更等として、土地建物の取り扱いについては、基本協定のとおり無償貸与に変更はないことを説明したもので、改修後に貸与するものではないことを改めて確認させていただく。

なお、中学校校舎及びグラウンドの学校法人への貸与は、令和4年4月1日からを予定しているという説明を電話でさせていただいた。委員からは特に意見はなく、納得していただいていると考えている。

2点目、旧下田中学校の土地建物使用貸借契約締結日について。

契約締結日が令和4年4月1日になっているが、4月1日に押印した事実はない。4月1日には契約書がなかったのではないかと指摘があることに関して説明させていただく。

旧下田中学校施設等については、学校法人への無償貸与を目的として、令和4年4月1日付の学校教育課からの所管替通知により受領している。学校法人との使用貸借契約行為の起案については、4月1日以降ではないとできないため、4月1日に旧下田中学校校舎等の土地建物使用貸借契約の内容を双方が確認決定し、同日その起案の決裁を受けている。

4月1日時点では押印された契約書はないことにはなるが、大学の学部設置にあたっては、学校法人が校地校舎を借用する場合、学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準に基づき、申請において開設時以降20年以上にわたり使用できる保障が必要となる。申請時よりは早くなるが、4月の事前相談までには契約を確定しなかったもので、4月1日に日付を決めたものである。

使用貸借契約は民法593条に基づくもので、学校法人とは4月1日からの使用貸借を進めてきており、

契約内容についても4月1日には確定し、貸付物件の貸付期間開始日も4月1日としている。このことから、4月1日での契約締結については問題はないものと考えている。

**【質疑：上岡 正委員】**

4月1日の契約、非常におかしい。この契約は公文書偽造ではないか。4月1日に市長は決裁していないのだろ。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

4月1日で決裁は受けている。

**【質疑：上岡 正委員】**

4月1日にだれか代決したのか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

4月1日に、旧下田中学校校舎等の土地建物使用貸借契約の内容を双方が確認・確定し、起案決裁を4月1日に受けたと先程説明した。

**【質疑：上岡 正委員】**

問題は、4月に契約じゃなかったんじゃないかという指摘があったところ。この事は事実か。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

双方の判子を押した契約書は4月1日時点ではない。

**【質疑：上岡 正委員】**

ないのに決裁をしている。指摘通りなのか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

4月1日に起案をして決裁を受けている。契約書の起案は、決裁を受けて双方が判子を押すという形になるので、決裁の時点では印鑑を押したものはない。

**【質疑：上岡 正委員】**

私も35年間役所にいたが、そういうことはない。双方の判をついたものをもって契約の決裁受けるものであり、双方の判がないと決裁を受けられない。判がなくても口頭で4月1日からこの条件で決裁は受けたと説明しているが、後で判つからったら決裁とかどうなるんか。土地売るがでも、実際に印鑑証明と実印については契約書に判つかんと決裁回さないよ。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

契約に関しては、相手側の判子をもらう前に決裁を受け、契約行為に入るものと思っている。

**【質疑：上岡 正委員】**

私は昨日、市役所と契約した。私が判ついた日が契約日じゃない。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

起案文書があるのでそれを確認していただけますか。

**【質疑：上岡 正委員】**

起案文書に相手方・京都看護大学の判が4月1日までに据わってない。それをおかしい言いよる。決裁とるときには、向こうが承認する内容について、担保するもんがないといかんじゃいか、役所は。担保するものがないずつ、口約束で4月1日ということで内容についても今まで話してきたから、うちが作った内容について向こうは確認せんずつだけ決裁を受けたと。市長もそのことは知っちゃるけん、確定しちよらんでも、向こうの判がないでも、決裁したということじゃないですか、と問うている。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

4月1日のうちに大学と契約内容を確定し、こういう契約を交わしてかまいませんかという起案を上げて、4月1日付で決裁をいただいている。先ほど言ったように、使用貸借契約は民法上の問題であると思っており、民法上は口頭での約束も契約にはなる。ただ、市の業務でも、4月1日付で契約をいろいろしており、4月1日に起案し、4月1日に決裁したものを契約することは、どうしてもタイムラグがあると思う。それに関して、契約締結日が4月1日ではないと言われたらそれは間違いではなく、4月1日には判子が据わった契約書が手元にはないのは事実である。

**【質疑：上岡 正委員】**

言われることも分かることもある。タイムラグが起こることも。この問題はそんな問題やない。毎年4月1日にせなあいかん問題じゃない。ずーと積み重ねてきて、どうしても4月1日から仮に使用貸借せないかんとなって、3月時点とかでなんぼでもできる話ですよ。まして役所が、民法で口頭での契約になる。この大きな事業で、もめよる事業で、そんな話はない。市民でも、これだけ賛否がある問題。

昨日も、市長に、私は問責決議案を出した。10億円を上限にと、委員会の説明の中でも。そういう中で、こんな大事な問題に、口頭でとはどういうことながぞ。口頭でしたらいかん。判がすわらんことには契約は無効や。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

上岡議員がおっしゃられるように、口頭というところを少し強調し過ぎたのは申し訳ないと思うが、4月1日で使用貸借契約を結ぶことは、これまで協議の中で話をしてきた。4月1日から契約することで使用貸借契約の契約書も作ってきていたため、4月1日から契約をしたことでタイムラグが生じたのは事実である。

いろいろと調べる中で、地方自治法にも、双方が決め押印した日以降に契約が成立するものというものもあった。ただ、それが契約に効力が及ばないかということだが、平成19年の高松市の住民監査請求の事例というのがあり、それを見ても、タイムラグ期間中は効力が生じ及ばないものと言わなければならないが、契約自体は有効に成立し何ら違法または不当なものは認められないと言える、という事例もある。

**【質疑：上岡 正委員】**

どっかの監査委員の、えい言うた、高松の言い訳をすりゃするばあこの問題はおかしくなる。例えば、最高裁の判例があったとかいうのはまだしもだが。そんな言い訳、このことを指摘されて少しでも過失が少なくなるような答弁なっちゃう。

確かに毎年やりようのは、決裁が4月1日に遡ることも役所よくあります。このやつは、初めから、4月1日で決まってるから、たまたま事務手続きが遅れた、判つくのが遅れた、向こうの。仕事上忙しかったとか、そういうことなんですよ。今、説明受けたがが、市民の方から指摘されて、それを正当化するために、いろいろ言い訳を考えようというふうにし受け取れない。

いつ起案して、いつ大学から判をもろうてつけたかと、わかるように委員会に提示してもらえんか。委員長、取り計らいよろしくをお願いします。

**【質疑：西尾委員長】**

いつ、判がついたのかっていう事実は現状でわかるか。わからなければまたということになるが。いつ伺いを立てたのか、時系列でそういった進み具合がわかるようにも含めて。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

契約印は財政課で押すが、財政課でいつ押したかという記録は多分ないと思う。うちも特に記録とい

うものはないので、頭の中の記憶でしかないが。

**【質疑：上岡 正委員】**

こういう時には、何月何日、誰が押したというがを記録取らないかなっちょう。契約書の、役所の決まりの中で。市長印を押すときには、どの課でも、こういうのがあって、何月何日、誰が判を出して、確認するようになっちょう。ないとかいう話やない。役所の仕事はそんなんでたらめな仕事しようわけやない。委員会の場で、知らんかったら聞いて答えるように。いつ契約の判押したかわからんという説明しましたでしょ。そんなことありえないから。各課に備えちよる市長印は、条例にもきちんと載っている。誰が管理せなあいかん。市長印を勝手にボンボンボンボンつかれたら困るから。過去にはそういう職員もいたから。発言訂正してくれ。

—小 休—

—正 会—

**【発言：西尾委員長】**

報告案件について質疑応答したが、今日解決までいけそうにないので、この件については臨時で総務委員会を開きたいと思う。それについては、上岡委員からも言われたとおり、4月1日の押印またその契約書等について、時系列で説明していただく。印をついたのかもわかるように確認していただくというような作業をして、それを報告いただきながら調査していきたいと思う。そのような形でよろしいか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

はい。よろしくお願ひします。

**【発言：西尾委員長】**

ほか質疑ございませんか。1つ目についてはもうよろしいか。なければ、またそのときに、2番目の4月1日の契約書の件でやりたいと思う。

※他に質疑なく終了

■次に、管内視察について協議を行った。

—小 休—

—正 会—

実施日及び視察先は、正副委員長で最終的に確定することと決した。

—小 休—

—正 会—

■臨時の総務常任委員会について

6月28日、6月定例会閉会後に開催することと決した。

■委員長報告の作成については、正副委員長に一任し委員会を終了した。

※今回は付託を受けたものがなかったため、正副委員長判断により報告事項なしとした。